

# 山崎団地周辺地区バリアフリー基本構想

2013年12月

町田市

## 目 次

1. 山崎団地周辺地区における移動等円滑化の基本方針	1
2. 重点整備地区の位置・区域	2
(1) 設定にあたっての考え方	2
(2) 重点整備地区の位置・区域	2
3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化の事項	3
(1) 生活関連施設の設定	3
(2) 生活関連経路の設定	4
4. 実施すべき特定事業	6
(1) 公共交通特定事業	6
(2) 道路特定事業	7
(3) 建築物特定事業	8
(4) 交通安全特定事業	9
5. その他の事業	10
6. バリアフリー部会でのその他意見	12

# 1. 山崎団地周辺地区における移動等円滑化の基本方針

## 地区概況

### 【概況】

- 地区は、町田市のほぼ中央に位置し、東は玉川学園地域に接している。
- 山崎団地周辺地区は、1960年代後半から始まった大規模団地開発の1つであり、昭和43年～44年に建設された独立行政法人都市再生機構（以降UR都市機構）町田山崎団地と東京都住宅供給公社（以降公社）町田木曾住宅が立地している。
- 山崎団地センターバス停付近には、コミュニティセンターや図書館、高齢者福祉センター、商業施設などのセンター機能が集積している。
- 隣接部も含めて小中学校5校が現在閉校となり、それらの活用計画が検討されている。

### 【人口など】2013年1月1日現在

- 人口：約33,900人
- 高齢者数：65歳以上は約15,200人（45%）  
75歳以上は約6,200人（18%）

### 【交通網】

- 地区内には鉄道駅がなく、町田駅や近接する古淵駅（相模原市）への利用が多い。アンケートによると山崎団地周辺では、バスを利用して小田急町田駅へ行く割合が多い状況にある。
- 道路網は、主要幹線として南北に鎌倉街道が通っている。団地内には、団地イチョウ通りが通っている。
- 町田駅方面、JR横浜線古淵駅（相模原市）方面へのバス路線があり、15～20分程度で各駅にアクセスできる。バス会社は、神奈川中央交通である（路線バス系統数は12系統）。また、2012年には、路線バスの定時性・速達性の確保や渋滞の解消に向けて、町田駅から山崎団地を結ぶルートで連節バスの運行が始まった。

### 【上位計画での位置づけ】（町田市都市計画マスタープランより）

- 山崎団地周辺の位置づけ  
山崎団地周辺地区は、学校跡地などの活用と連携した地域密着型の公共公益施設の充実や地域のニーズにあわせた魅力ある商業地の育成により「生活中心地」を目指す。

### ○地域の目標

- ・豊かな自然・観光資源を活かした、薬師池公園周辺の魅力向上
- ・多様な世代が住み、地域に開かれた魅力のある団地への再生
- ・地域と鉄道駅を結ぶ公共交通の連絡強化による、だれもが快適に移動できるまち

### ○主なまちづくりの方針

- ・幹線支線バス路線網の乗り継ぎ拠点を整備
- ・学校跡地や公園などにおける防災拠点の整備と防災機能を担う場づくり
- ・鎌倉街道など骨格的な都市計画道路の整備推進
- ・住宅団地の良好な住環境の維持・再生 など

### 【主要な問題点、課題】

- 歩行空間の安全性の確保（ポラードなどの障がい物、グレーチングの広い穴幅、マンホールの凹凸など）
- 歩道の段差や切下げ部の勾配が急である
- 視覚障がい者の案内設備の設置（誘導用ブロック設置）
- 歩道橋での路面凹凸や段差がある
- トイレや通路にある手すり、駐車場の改善
- 車道横断部の歩行者横断時間が短い、音響式信号がない など

## 基本理念

地区全体の移動の円滑化整備の方向性を示します。

### 【地域の概況】

- 山崎団地は地域コミュニティ活動の拠点、日常の生活を支える身近な商業地が立地する魅力ある生活中心地である。
- また、多様な世代が暮らせる良好な住環境の形成を目指し、学校跡地活用と連携した拠点づくりと新たな住宅需要を踏まえながらバリアフリーの面に配慮した修繕などの対応を関係機関に働きかけながら進めていく地域として位置づけている。

### 【交通マスタープランとの整合性】

- 商業施設やコミュニティ施設を訪れる高齢者や障がい者、子ども、来訪者など、だれもがバス利用がしやすい利便性の高い環境を目指す。
- 日常の買い物やコミュニティ活動を楽しみ、安心して移動できる環境を早期に実現するため、きめ細やかな整備を推進する。
- 市民や事業者の協力のもと、民間建築物などのバリアフリー化を進め、地区全体でバリアフリー環境の実現を目指す。

- ・高齢者や障がい者、子ども、来訪者などだれもがバスを利用しやすくする
- ・日常生活を安全に安心して過ごせるようにする
- ・きめ細やかなバリアフリーに対応するやさしいまちづくりを目指す

## 基本方針

基本理念を達成するための方針について示します。

### 【地域の現状やまちづくり将来像から】

- 日常生活に関わる多様なサービスが享受できる商業施設や公共公益施設が立地する「生活中心地」である。
- バスが主な公共交通手段であり、運行回数が多い。バス停から各施設へのアクセス性において点字ブロックの途切れや凹凸、ポラードなどの障がい物などがある。

### 【バリアフリー化における問題点から】

- 団地内では、老朽化に伴う凹凸や舗装面のはがれなど、歩行者にとって歩行しづらい箇所が多くみられる。
- 商店などの施設入口部分においてバリアフリー化がなされていない箇所がある。

### 【心のバリアフリーにおける課題から】

- 団地内で高齢化が進んでおり、歩いて暮らせる環境を整えることが求められる。
- 団地の建設から長い年月が経過するなかで、建物の老朽化や施設ニーズの変化に対応するため、計画的な修繕などへの取り組みが求められている。

すべての人が安心してバスを利用し、商店や公共施設へスムーズに移動できるまちを目指す

- 交通拠点から各主要施設や商店へスムーズに移動できるよう、移動経路上のバリアフリー化や案内・誘導を充実する。

老朽化が進む舗装面の改善、施設出入口部の段差の改善などについて早期実現を目指す

- 舗装面の修繕や誘導用ブロックの敷設など、小規模な整備をできる箇所から始めて行き、実現性の高い整備を行うことにより、バリアフリー化の早期実現を目指す。
- 生活関連経路に接する施設や商店の出入口についても、施設の事業者と協力しながらバリアフリー空間の連続性を確保する。
- 生活関連施設では、障がい者に配慮した出入口や通路幅の確保、各種設備への案内表示の充実など、誰もが利用しやすい施設整備を事業者と協力しながら進める。

市民、事業者、行政などの助け合いによるバリアフリー化の推進を目指す

- 計画的な修繕が必要であるが、早急に進めることは難しいので、直ぐにはバリアフリー化に向けた整備が難しい生活関連経路などについては、困っている人に助力するなどのソフト的な対応が望まれる。
- 市民、来訪者、事業者、行政が協力し合いながらバリアフリー化を推進するために、心のバリアフリーやマナーの向上などの普及啓発活動を進める。

## 2. 重点整備地区の位置・区域

### (1) 設定にあたっての考え方

「市内全域の移動等円滑化の全体方針」(概ね下記の内容)に従い、山崎団地周辺地区において重点整備地区を設定した。

#### 【重点整備地区】

- 都市機能(業務・商業施設など)が集積している範囲
- 高齢者・障がい者などを含めた不特定多数の人が利用する施設(商業施設、医療施設、官公庁施設など)を含む範囲
- 一般的な徒歩圏域：  
山崎団地センターバス停を中心として半径 500m内外の各施設が集積するエリア

#### 【重点整備地区内と隣接部の施設について】

- 重点整備地区内の生活関連施設についてはネットワークで経路を設定
- 隣接部の生活関連施設(重点整備地区外の山崎団地センターバス停を中心として半径 1km 以内に立地する主要な公共施設・公園など)までの経路を設定

### (2) 重点整備地区の位置・区域

「(1) 設定にあたっての考え方」により山崎団地周辺地区において重点整備地区を設定した。(P5 図-1 参照)

#### 【対象面積】

重点整備地区 : 約5ha

### 3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化の事項

#### (1) 生活関連施設の設定

「市内全域の移動等円滑化の全体方針」に従い、生活関連施設として特定旅客施設、官公庁施設、福祉施設などを設定した。

##### 【旅客施設】

山崎団地周辺地区には、鉄道駅がなくバスが主要な交通手段であり、特に、山崎団地から町田駅方面へは、約5～10分毎に1便が運行されている。

主要な公共施設が集積する付近のバス停「山崎団地センター」（施設管理者：神奈川中央交通(株)）は、相当数の利用者が見込まれることから、旅客施設として位置づける。

##### 【官公庁施設、福祉施設、その他の施設】

「市内全域の移動等円滑化の全体方針」を踏まえ、山崎団地センター周辺1km圏域を対象に、官公庁施設（市役所など）、福祉施設（老人福祉施設、障がい者福祉施設など）の他、高齢者、障がい者などの不特定多数の利用が多いと考えられる病院、集会所、郵便局、保健所、図書館、商業施設の他、指定避難場所などにも指定されている学校や、公園・特定路外駐車場を抽出し、生活関連施設として設定した。（表-1・P5 図-1 参照）

表-1 生活関連施設一覧

分類・凡例	施設名
旅客施設(バス停)	山崎団地センター
市民センターなど	木曾山崎センター
文化・学習・スポーツ・レクリエーション施設	木曾山崎図書館
福祉施設	町田市忠生第2高齢者支援センター
	ケアセンター木曾山崎
主な商業施設	三徳町田山崎店
	山崎団地名店会
	町田木曾団地名店会
郵便局	町田山崎郵便局
銀行	三井住友銀行 町田支店山崎出張所
都市公園以外の公園	こやま公園

## (2) 生活関連経路の設定

(1) で設定された生活関連施設間を結ぶ生活関連経路について、特定旅客施設など主要な施設からのアクセスや、ネットワーク形成、高齢者、障がい者などの利用状況を考慮し、「市内全域の移動等円滑化の全体方針」(概ね下記の内容)に示す視点・考え方により設定を行った。(P5 図-1 参照)

### 【生活関連経路の設定】

- 主要な生活関連施設間を結ぶ最短経路を優先的に選定
- その他生活関連施設へのアクセス経路を追加
- 利用者意向調査による利用が多い経路を追加

※小学校などの学校施設については、避難場所などへの指定や、スポーツ施設の一般開放などが進められ、地域において重要な施設に位置づけられる。しかし、一般市民が日常的に利用する施設ではなく、駅からのアクセスがメインではないことや、車やバスでのアクセスが想定されるため、基本的には生活関連経路で結ばない。

※その他、日常的に利用しない施設も同様とする。

分類・凡例	施設名
旅客施設(バス停)	山崎団地センター
市民センターなど	木曾山崎センター
文化・学習・スポーツ・レクリエーション施設	木曾山崎図書館
福祉施設	町田市忠生第2高齢者支援センター
	ケアセンター木曾山崎
主な商業施設	三徳町田山崎店
	山崎団地名店会
	町田木曾団地名店会
郵便局	町田山崎郵便局
銀行	三井住友銀行 町田支店山崎出張所
都市公園以外の公園	こやま公園

凡例	
	重点整備地区
	生活関連経路
	旅客施設(バス停)
	市民センターなど
	文化・学習・スポーツ・レクリエーション施設
	福祉施設
	主な商業施設
	都市公園以外の公園
	郵便局
	銀行

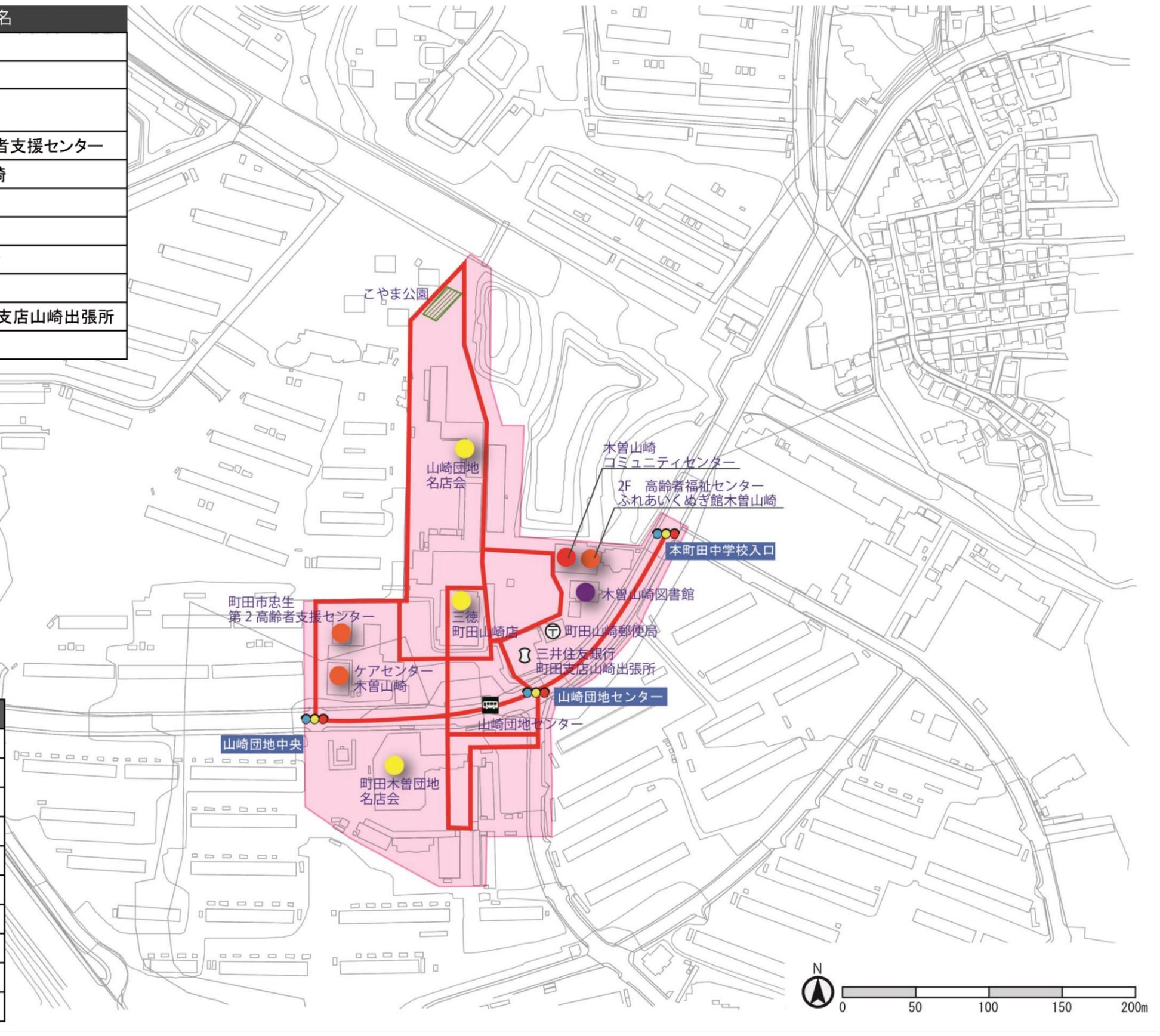


図-1 山崎団地周辺地区における重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路

## 4. 実施すべき特定事業

### (1) 公共交通特定事業

#### a) 公共交通特定事業の対象

公共交通特定事業を実施する箇所は、以下のバス停を対象とする。

##### 【バス停】

山崎団地センター バス停

なお、上記を発着するバス車両は、特定車両として公共交通特定事業の対象となる。

##### 【公共交通特定事業の対象となるバス交通】

種類	事業者名
路線バス	神奈川中央交通株式会社

#### b) 公共交通特定事業の事業内容

ここでは、公共交通特定事業の主な事業内容（対象施設、対策の考え方、整備内容、整備時期）を示す。

なお、対策の考え方には、「公共交通移動等円滑化基準」に適合するための考え方を示しているが、早期整備が困難な場合は、実現性を考慮した暫定的な内容を示している。（表-2、P7 図-2参照）

##### <整備時期>

短期：概ね3年以内（～平成28年度）

中期：5年以内（～平成30年度）

長期：6年以上（平成31年度以降）

順次導入：適時実施していく事項

表-2 事業内容（公共交通特定事業）

対象施設	対策の考え方	整備内容	整備時期	位置番号
山崎団地センター バス停(待合所)	段差ありの注意喚起	歩道部との段差の注意喚起表示	短期	1-1
路線バス	バス乗降時における安全性の確保	・低床バスの導入 ・職員による障がい者・高齢者への対応 (講習会等によるバリアフリー教育の実施)	順次導入	-

## (2) 道路特定事業

山崎団地周辺地区では、早期実現を図るため、優先的に整備を進める最重要生活関連経路は、地区特性や経路設定条件を踏まえて、生活関連経路を設定した。(P5 図-1 参照)

### a) 道路特定事業の事業内容

ここでは、生活関連経路について、主な事業内容(対象箇所、対策の考え方整備内容、整備時期)を示す。(表-3参照)

対策の考え方には、「道路移動等円滑化基準」に適合するための考え方を示しているが、早期整備が困難な場合は、実現性を考慮した暫定的な内容を示している。

表-3 事業内容(道路特定事業)

対象箇所	対策の考え方	整備内容	整備時期	位置番号
山崎団地センター 交差点	歩行空間の安全性の確保	スピードを出す自転車への注意喚起看板の設置	短期	2-1
本町田中学校交差点	視覚障がい者案内設備の整備	視覚障がい者誘導用ブロックのがたつき等の改善	短期	2-2
山崎団地センター 交差点	歩道の横断勾配の改善	歩道の横断勾配の改善	長期	2-3
	段差の解消	段差等の歩道切下げ部の改善		
	歩行空間の安全性の確保	ガードレールの切れ目の改善	中期	2-4
	歩行空間の安全性の確保	歩道の縦断勾配の改善	長期	2-5



図-2 事業位置(公共交通特定事業・道路特定事業)

### (3) 建築物特定事業

#### a) 最重要生活関連施設の設定

特定旅客施設を除く生活関連施設において、優先的に整備を進める「最重要生活関連施設」について、実現性や高齢者や障がい者を含む不特定多数の人によく利用される公共性の高さを考慮して選定した。

選定の考え方及び最重要生活関連施設は、次のとおりである。

#### 【最重要生活関連施設】

公共施設のうち利用圏域が広域の施設、本部など核となる施設（地区レベルも含む）、高齢者や障がい者がよく利用する施設（P7 図-2 参照）

- 木曾山崎コミュニティセンター
- 木曾山崎図書館
- 高齢者福祉センター ふれあいくぬぎ館木曾山崎

#### b) 特定事業の事業内容

対策の考え方としては、国の「建築物移動等円滑化基準」に適合することであるが、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」の基準適合を目標とする。

各施設の事業内容や実施時期は、各施設で建物の構造や改築費用の確保など困難な課題があることから、順次事業を進めていくこととする。

#### (4) 交通安全特定事業

ここでは、生活関連経路における課題に対して、「交通安全特定事業」として行う事業内容を示す。(図-3 参照)

##### 【交通安全特定事業】

○信号機の改良(音響機能の整備、改良、歩行者用横断信号時間の延長など)

- ・町田山崎団地と町田木曾住宅の境に位置する道路：山崎団地センター交差点(位置番号 4-1)
- ・町田山崎団地と町田木曾住宅の境に位置する道路：本町田中学校入口交差点(位置番号 4-2)



図-3 事業内容(交通安全特定事業)

## 5. その他の事業

ここでは、生活関連経路などにおける課題に対して、UR都市機構と公社が「その他の事業」として行う事業内容を示す。(表-4、P11 表-5 参照)

対策の考え方には、道路特定事業と同様に「道路移動等円滑化基準」に適合するための考え方を参考として示しているが、早期整備が困難な場合は、実現性を考慮した暫定的な内容を示している。

表-4 事業内容（その他の事業 歩行空間） 1 / 2

対象箇所	対策の考え方	整備内容	整備時期	位置番号
山崎団地名店会の通路	歩行空間の安全性の確保	穴幅の大きいグレーチングの改善	中期	5-1
	舗装の改善	路面の波打ち割れ等の舗装の改善	中期	5-2
	歩行空間の安全性の確保	穴幅の大きいグレーチングの改善		
	舗装の改善	舗装及びマンホールのがたつき等の改善	短期	5-3
山崎団地名店会そばの駐車場出入口部	段差の改善	路面上の段差の改善	短期	5-4
	歩行空間の安全性の確保	ボラードの間隔の改善		
	舗装の改善	路面の割れ等の舗装の改善		
	歩道有効幅員の確保	ボラードの間隔の改善	中期	5-5
	舗装の改善	路面凹凸等の舗装の改善		
山崎団地名店会そばの駐車場付近	歩行空間の安全性の確保	段差等の歩道等切下げ部の設置	中期	5-6
高齢者支援センター等付近	舗装及び横断勾配の改善	路面凹凸等の舗装及び横断勾配の改善	長期	5-7
	歩道有効幅員の確保	歩道幅員の改善	長期	5-8
	歩行空間の安全性の確保	歩道等切下げ勾配及びボラードの間隔の改善	長期	5-9
歩道橋階段部付近	舗装の改善	路面の割れ等の舗装の改善	中期	5-10
山崎団地センターバス停～公共施設周辺	視覚障がい者用案内設備の整備	バス停からコミュニティセンターへ誘導する視覚障がい者誘導用ブロックの設置	長期	5-11
山崎団地センターバス停付近	歩行空間の安全性の確保	階段部付近のボラードの高さや位置の改善	長期	5-12
	舗装の改善	階段踏面の盛り上がり等の舗装の改善	中期	5-13
	歩行空間の安全性の確保	歩行上支障となるボラード位置の改善	長期	5-14
歩道橋	段差の改善	通路の傾斜における舗装の改善 通路の段差の改善	中期	5-15
	舗装の改善	通路のめくれひび等の舗装の改善	長期	5-16
	舗装の改善	階段と通路接続部の段差の改善	長期	5-17
	手すりの整備	階段に手すりの設置	長期	5-18
	舗装の改善	階段踏面の割れ等の舗装の改善	長期	5-19
	舗装の改善	スロープ路面の凹凸等の舗装の改善	短期 (整備済み)	5-20
	手すりの設置	スロープに手すりの設置	長期	

表-4 事業内容（その他の事業 歩行空間） 2 / 2

対象箇所	対策の考え方	整備内容	整備時期	位置番号
町田木曾住宅側 バス停付近	舗装の改善	歩道の路面凹凸等の舗装の改善	短期	5-21
町田木曾住宅入口部	歩行空間の安全性の確保	穴幅の大きいグレーチングの改善	短期	5-22
町田木曾住宅東側 駐車場入口部	歩行空間の安全性の確保	ボラードの間隔の改善	短期	5-23
町田木曾住宅内通路	舗装の改善	歩道の路面凹凸等の舗装の改善	短期	5-24
町田木曾住宅内通路 駐車場出入口部	歩行空間の安全性の確保	歩行上支障となるボラードの高さの改善	中期	5-25
山崎団地名店会付近	段差の改善	公園と歩道の段差の改善	短期	5-26

表-5 事業内容（その他の事業 施設関連）

対象箇所	対策の考え方	整備内容	整備時期	位置番号
山崎団地名店会 そばの駐車場	車いす利用者等の設備の整備・改善	車いす使用者用駐車スペースの設置	長期	5-27
山崎団地名店会	トイレの改善	洗面台の高さとオストメイト設備等トイレの改善	長期	5-28



図-4 事業位置（その他の事業）

## 6. バリアフリー部会でのその他意見

本基本構想の策定にあたり開催した、学識経験者、障がい者団体、交通事業者、UR都市機構、公社、地域住民などで構成されている「町田市福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会」において、様々な意見が出された。

その中で、基本構想の特定事業として位置づけることが難しいものの、今後、長期的な視点で検討が必要な事項について以下に示す。

### ○心のバリアフリーに向けた取り組みについて

町田山崎団地、町田木曾住宅の団地中心部は、団地内の人々が日常的に利用する公共施設や商店、公園などが位置し、建設から長い年月が経過するなかで、独自のコミュニティに育まれながら、多くの人が集う場として利用されている。

しかし、舗装面や設備などで老朽化が進み、既存の施設を有効活用しながら、計画的修繕を実施することが必要であるが、全ての課題を改善するには多くの時間と費用がかかり、早急に進めることは難しい。

そこで、困っている方に助力する「心のバリアフリー」を当たり前のこととして生活に浸透させる必要がある。

また、地区内の住民や子供たち、施設などの事業者を対象として、心のバリアフリーやマナーの向上などの広報や啓発活動も実施していく必要がある。

### ○道路横断環境の改善について

道路の立体横断施設として設置している歩道橋は、老朽化が進んでいるので、スロープの修繕などの取組みは行っているが、長期的な視野からは利用者に配慮した修繕方法の検討を始めたところである。

一方、鉄道駅がない山崎団地周辺地区にとって、路線バスは重要な交通手段であるが、その乗降場へ道路を乱横断する住民がみられる。

今後、高齢者や障がい者にも配慮した安心安全な道路横断方法を検討することが必要である。

山崎団地周辺地区バリアフリー基本構想

発行年月	2014年3月
発行者	町田市 〒194-8520 町田市森野2-2-22 電話 042-722-3111
刊行物番号	13-96
編集	町田市都市づくり部交通事業推進課
印刷	八昭印刷株式会社